

研究成果公開促進費(研究成果公開発表(B)(ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI))の書面審査における評定基準等

科学研究費助成事業（科研費）のうち、研究成果公開促進費は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の発信及びデータベースの作成・公開について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。配分審査に当たって、各審査委員は、応募成果公開について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

研究成果公開促進費（研究成果公開発表（B）（ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI））は、以下に掲げる点を目的として、学術が持つ意義や学術と日常生活との関わりに対する理解を深める機会を社会に提供するものです。

- ・我が国の将来を担う児童・生徒を対象として、若者の科学的好奇心を刺激してひらめき、ときめく心の豊かさと知的創造性を育むこと
- ・科研費による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを分かりやすく発信すること
- ・上記を踏まえ、学術の文化的価値及び社会的重要性を社会・国民に示し、学術の振興を図ること

書面審査においては、各応募成果公開について、以下の評定要素に着目しつつ、最終的に、5段階による総合評点を付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点等を基に、個別の評定要素や応募状況等を適切に勘案して、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

審査に当たり、高い総合評点を付す応募成果公開は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た成果公開である必要はありません。

研究成果の公開の多様性に配慮しつつ、本種目の性格に合った重要な成果公開を幅広く見いだすよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が参加している応募成果公開（第8条の二参照）の審査は行わないでください。

i 評定基準

〔評定要素〕

(1) プログラムの内容、実施方法の工夫

- ・科研費による研究について、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを分かりやすく発信しようとしているか。
- ・科研費による研究者個人の独創的・先駆的な学術研究の一端を体験できる企画となっているか。
- ・受講生の科学的好奇心を刺激する内容となっているか。
- ・受講生の心の豊かさと知的創造性を育むことができる内容になっているか。
- ・実施担当研究者自身の歩みや人柄に触れるができる内容となっているか。
- ・座学（講義等）に偏りすぎることなく、実験、フィールドワーク、発表、討論等、受講生が自ら実際に体験し考察できる内容となっているか。
- ・受講生の自発的で積極的な活動を促す工夫がなされているか。

- ・異なる学校種別の受講生を同時に対象として実施する場合は、その際の実施方法の工夫がなされているか。
- ・進路説明会、オープンキャンパスなど実施機関が別に企画する事業と同日に実施する場合、本事業の趣旨・目的に合致した独立したプログラムになっているか。
- ・計画を遂行するため、実施方法等は具体的かつ適切であるか。また、経費は計画と整合性がとれたものとなっているか。

(2) 広報活動

- ・効果的な広報活動が計画されているか。

(3) 安全性の確保

- ・受講生等への安全配慮が適切になされているか。

〔総合評点〕

各成果公開の採択について、上記の各評定要素に着目しつつ、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、担当する応募成果公開全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。(担当成果公開数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「ー」を付すのは、「利害関係」にあたる応募成果公開のみとします。その場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れた提案であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた提案であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	20%
1	採択するには内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	10%
ー	利害関係があるので判定できない	—

ii 遵守事項

(1) 人権の保護及び法令等の遵守への対応について

プログラムの実施において人権保護や法令等の遵守が必要とされる場合は、関連する指針・法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

(2) 生物を使用するプログラムについて

生物を使用するプログラムの実施において公募要領に示す以下の項目を遵守して実施する必要があります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

I 飼育（栽培）・増殖された個体を用いることが可能であればそのようにし、野生個体を用いる必要がある場合は環境影響を最小限にするように工夫すること。

II 本プログラムは動物実験の必要性を訴える機会ではない。やむをえずマウスなどの実験動物を用いる場合は、代替法が存在しないことを確認のうえ、次のことを遵守すること。

i 各機関の動物実験関係規定に従って動物実験計画書を提出し、許可を得ること。

ii プログラムの中で受講生に各機関の動物実験関係規定に従った講習を受けさせること。

iii 動物の苦痛低減や使用個体数の最少化などを心がけ、動物愛護に十分配慮して実施すること。

なお、プログラムを実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど実施代表者等に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、実施代表者等に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不充分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。